



答申第580号
平成28年8月9日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成28年8月9日付け神住住政第981号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成28年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止される予定であること、及び現行システムの専用パソコンのリース契約が終了することから、システムの再構築は不可欠であり、また迅速かつ適正な債権管理の観点から公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【住宅貸付システムにおいて扱う情報】

住宅新築資金等貸付制度の貸付を受けた制度利用者に係る下記情報

◎【貸付者に関する情報】

- ・管理番号
- ・氏名【漢字、カナ】(貸付者・保証人)
- ・郵便番号
- ・住所(貸付者・保証人)
- ・生年月日(貸付者・保証人)
- ・電話番号
- ・交渉記録
- ・調査記録

◎【貸付金について】

- ・貸付契約年月日
- ・年利率
- ・償還年月日
- ・償還回数
- ・貸付金額
- ・残債務額
- ・口座に関する情報(銀行・支店・種別・口座番号・口座名義)